

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 サービス利用契約書

利用者名 _____ 様
事業者名 社会福祉法人 誠和

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを利用するにあたり、重要事項説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 社会福祉法人誠和（以下、「事業者」という。）は、介護認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、家庭的な環境のもとで日常生活への支援を通じて、安心と尊厳のある能力に応じ自立した生活を営むことができるよう指定認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。一方、利用者及び身元引受人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。（※身元引受人とは法定後見人または任意後見人または家族関係者の代表である者をさします）

(契約期間)

第2条 本契約は、契約締結の日から契約書の要介護認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。利用者は、第10条から第13条に基づく契約の解約又は終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用できるものとします。

(介護サービス計画の作成・変更)

- 第3条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者と従業者との協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した「認知症対応型共同生活介護計画」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画」（以下「介護サービス計画」という。）を作成します。
- 2 事業者は、介護サービス計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護サービス計画の変更をします。
 - 3 利用者は、事業者に対し、いつでも「介護サービス計画」の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。その場合、認知症対応型共同生活介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し、できる限り利用者の希望に添うように介護サービス計画の変更を行います。
 - 4 事業者は、介護サービス計画を作成し、また介護サービス計画を変更した場合は、その介護サービス計画を利用者及びその家族に対し、内容を説明し同意を得た上で交付します。

(サービスの内容及びその提供)

第4条 事業者は、「重要事項説明書」に記載した事業所の提供するサービスのうち、入所後作成する「介護サービス計画書」に沿ってサービスを提供します。

- 2 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(身体的拘束その他行動制限)

第5条 事業者は、利用者又は他の入居者等の生命もしくは身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合、事業者は事前、又は、事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人、家族等の身元引受人に対し十分説明します。なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

(緊急時の対応)

第6条 事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(秘密保持)

第7条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者のため往診又は利用者を通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、利用者の診療状況に関する情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼす等、賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもってその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

- 2 利用者の帰すべき事由によって、当施設に損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。
- 3、事業所は万一の事故の発生に備えて、社会福祉法人 全国社会福祉協議会の社会福祉総合賠償保障共済制度の「しせつの共済」に加入しております。

(利用者負担金及びその変更)

第9条 事業者がサービス提供する料金は、介護保険の介護報酬告知上の額とします。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改正後の利用者負担金が適応されます。その際には、事業者は利用者に説明します。
- 3 保険料の滞納により法定代理受領が出来なくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。なお、このサービス提供証明書を後日各市町村保健福祉課窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 5 事業者が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者負担金の滞納)

第10条 利用者が正当な利用なく利用者負担金を3か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により30日間以内の期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービス提供を拒むことはありません。

(契約の終了)

第11条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定が、自立（非該当）又は要支援1と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき
- (4) 利用者が共同生活を営むことが困難となったとき。

(利用者の解約権)

第12条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない時
 - (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った時
 - (3) 事業者が破産申立をした時

- 3 身元引受人も同様に利用を解約することが出来ます。但し、利用者の利益に反する時は、この限りではありません。

(利用者の入院に係わる取り扱い)

第13条 利用者が病院等に入院した場合、入院した日の翌日から2ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入居できるものとします。

- 2 前項における入院期間中において、利用者は別に定める料金体制に基づいた所定の利用料金を事業者を支払うものとします。

(事業者の解約権)

第14条 事業者は、やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、文書により1か月以上の予告期間をもって、この契約を解約することが出来ます。

- 2 事業者は、利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することが出来ます。

(1) 利用者の行動が、他の利用者又は職員の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できない時。

(2) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できない時。

(3) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない時。

- 3 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われない時。

(退所時の援助)

第15条 契約の解約又は終了により、利用者が当該事業所を退所することになった場合は、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者又はその他の保健医療サービスもしくは福祉サービス提供者等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(苦情処理)

第16条 事業者は、利用者からの認知症対応型共同生活介護サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(身元引受人)

第17条 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務を極度額150万円の範囲内で、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 身元引受人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- (2) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をとること。

4 利用者代理人

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第20条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

個人情報の利用目的

事業者名 社会福祉法人 誠和
代表者名 理事長 赤畠 耕一路 殿

私と家族、貴事業者との間の介護保険法に基づく契約書第 12 条の秘密保持に関し、貴事業者が私のよりよき生活を図るために、以下に示された個人情報の利用目的に記載している場合に、私及び家族の個人情報を契約の有効期間中用いることがあります。

【本人へのサービス提供に必要な利用目的】

〔事業者の内部での利用に係る事例〕	
当該事業者が本人等に提供するサービス 施設の管理運営業務	－入退所等の管理 －会計・経理 －事故等の内部報告 －当該利用者の福祉サービスの向上
〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕	
当該事業者が利用者等に提供するサービス	－他の事業者等との連携 －他の事業者等からの照会への回答 －外部の者の意見・助言を求める場合 －業務委託 －家族等への状況の説明
費用の請求及び収受に関する事務	－保険事務の委託 －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等	

【上記以外の利用目的】

〔事業者での利用に係る事例〕	
事業者の管理運営業務	－福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 －事業者内外において行われる学生の実習への協力 －事業者内外において行われるケース研究 －事業者内外における写真掲載等による福祉啓蒙活動
〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕	
当事業所の管理運営業務	－外部監査機関への情報提供

認知症対応型老人共同生活介護・介護予防認知症対応型老人共同生活介護

重要事項説明書

1. 事業主体の概要

事業者名	社会福祉法人誠和
法人所在地	岡山県瀬戸内市牛窓町長浜 1 7 4 5 - 1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 赤畠 耕一路
電話番号	0 8 6 9 - 3 4 - 6 3 6 6

2. ご利用事業所

事業所名	グループホームあじさい
所在地	岡山県瀬戸内市牛窓町長浜 1 8 2 5 - 1
管理者氏名	藤原 美恵子
電話	0 8 6 9 - 3 4 - 2 1 1 1
F A X	0 8 6 9 - 3 4 - 2 2 5 0
サービス提供地域	瀬戸内市
開設年月日	平成 1 9 年 9 月 1 日

3. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

事業所の管理者や従事者が、要介護及び要支援 2 で認知症の状態にある高齢者に対し可能な限り自立を目指し必要に応じた援助サービスを行うことを目的とします。

(2) 運営方針

豊かな自然にふれあいながら共同生活をする上で様々な役割分担を通じて利用者同士に親しい関係が育つと共に認知症の進行を遅らせることができ、利用者一人ひとりの自立又は、人間性の回復を目指します。そのことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

(3) サービスの特徴

地域との結びつきを重視し、関係保険者、居宅支援介護事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 設備の概要

(1) 敷地及び建物

敷地		1, 4 3 3 m ²
建物	構造	木造 1 階建て
	延べ床面積	5 5 0. 4 0 m ²
	利用定員	1 8 人

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	一人あたりの面積
一人部屋	1 8 部屋	2 3 4. 0 m ²	1 3. 0 m ²

(3) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	一人あたりの面積	
居室	18 室	234.0 m ²	13.0 m ²	ベッド、ロッカー、洗面台等を備えます。
食堂兼居間・談話室	2 室	116.64 m ²	6.35 m ²	充分の広さを備えた食堂とくつろげる居間・畳コーナーを設けています。テーブル、椅子、ソファ、食器類等の備品を備えています
一般浴室	2 室	26.18 m ²		
便所	7 カ所			

5. 事業所の従業者体制

従業者の職種	員数
管理者	1 名以上
介護計画作成担当者	1 名以上
介護職員	常勤換算 3 名以上

6. 職員の勤務体制

職種	勤務内容	勤務時間
管理者	他事業所従業者の管理者と兼務します。	週 40 時間以内
介護計画作成担当者 (介護支援専門員)	介護計画の作成・介護職員を兼務します。	原則週 40 時間以内
介護従事者	利用者の介護	
備考	活動時間 (6 : 00～21 : 00)	

7. 衛生管理及び従業者等の健康管理等

- 1) 使用する衛生管理用・健康管理用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すこと、常に衛生管理に十分留意します。
- 2) 従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させます。

8. サービス内容

(1) 法定給付サービス

食事	・調理や配膳は出来るだけ利用者に役割を持って頂き、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して利用者の好きな時間帯に食堂で食べていただけるように配慮します。
排泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要に応じて交換を行います。

入 浴	・年間を通じて月～日曜日の入浴または清拭を行います。
離床、着替え、整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換、寝具の清潔は利用者に合わせて随時行います。
健康管理及び緊急時の対応	・日常的な健康管理を行い、状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整を行います。なお 24 時間電話連絡の取れる体制とする。 ・緊急等必要時には主治医や協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	・事業所は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口） 藤原 美恵子 ・利用者の介護サービスが作成されるまでの間についても、当然利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

（２）法定給付外サービス

サービスの種別	内 容
食材料費	・利用者の嗜好を取り入れた献立とし、新鮮な食材を提供します。
理容・美容	・理美容院に希望者の方をお連れします。

（３）その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後 5 年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	毎日午前 9 時～午後 5 時
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、実費相当額を負担していただきます。

９．サービス計画作成までのサービス

サービス計画が作成されるまでの間、日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

１０．利用者負担金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

（１）法定給付サービス分（別紙参照）

- ① 利用料は、「介護報酬の告示上の額とし、当該認知症共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは「介護保険負担割合証」に記載された負担割合により算出した利用料に相当する額とする。
- ② 保険料滞納などにより、上記の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額（１０割）をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

（２）法定給付外サービス分（別紙参照）

(3) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月末日までに利用者に請求し、利用者は、翌々月 15 日までに次のいずれかの方法により支払いをお願いします。

- ☐ 現金払い
- ☐ 金融機関振込 ※手数料は、利用者負担となります。
- ☐ 自動引き落とし ※郵便局のみとなります。別に手続きを行います。

(4) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(5) 居室の明け渡し

契約が終了するときは、利用者負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。

契約終了日までに居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の利用者負担金をお支払いいただきます。

1 1. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める非常時対応マニュアル及び「社会福祉法人誠和の消防計画」に則り対応を行います。			
近隣協力関係	特別養護老人ホームあじさいのおか牛窓と近隣消防団が非常時の応援体制を整えます。			
平常時訓練等 防災設備	非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	消火器	4 本
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	9 個所	非常照明	あり
	ガス漏れ報知機	あり	防火扉・シャッター	なし
	排煙窓	あり	ホース格納箱	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			

1 2. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いするようにします。

医療機関の名称	瀬戸内市民病院
所在地	岡山県瀬戸内市邑久町山田庄 8 4 5 - 1
電話番号	0 8 6 9 - 2 2 - 1 2 3 4
診療科	内科・外科・眼科・小児科・皮膚科・耳鼻科・整形外科
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	水野歯科医院
所在地	岡山県瀬戸内市邑久町尾張 1 2 5 - 1
電話番号	0 8 6 9 - 2 4 - 1 1 7 7
診療科	歯科・小児歯科・矯正歯科

◇緊急時の連絡先 緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

1 3. 苦情相談窓口について

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所ご利用相談室	
受付責任者	管理者 藤原 美恵子
窓口担当者	管理者 藤原 美恵子
ご利用時間	毎日 午前 9 時～午後 5 時
ご利用方法	電話 0 8 6 9 - 3 4 - 2 1 1 1 FAX 0 8 6 9 - 3 4 - 2 2 5 0 面接 上記時間においでください。 ご意見箱（玄関）もご活用ください。
苦情処理 体制・手順	1) 利用者側と連絡をとり、事情を聞き苦情の内容の詳細を確認する。 2) 苦情の内容を管理者に報告し、全従業員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催する。 3) 検討会議の結果をまとめ、具体的な対応をする。 4) 利用者側に謝罪するとともに、検討結果を説明する。 5) 苦情処理結果の記録を整理する。再防止につとめるよう全従業員に徹底する。 6) 場合によっては、第三者委員からも助言を請う。

※公共機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

瀬戸内市福祉部 いきいき長寿課	所在地 岡山県瀬戸内市長船町土師 2 9 1 TEL/FAX 0869-26-5926/0869-26-8840 対応時間 平日午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 1 7 - 5 TEL/FAX 086-223-8811/086-223-9109 対応時間 平日午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分

1 4. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、入所者のご家族、瀬戸内市、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を迅速に講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、再発防止に努めます。

2 サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行ないます。但し、施設側に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

3 利用者の責任により施設が損害を被った場合は、利用者及び身元引受人は連帯してその損害を賠償することとします。

4 事業所は万一の事故の発生に備えて、社会福祉法人 全国社会福祉協議会の社会福祉総合賠償保障共済制度の「しせつの共済」に加入しております。

保険会社	社団法人全国社会福祉協議会
保険内容	社会福祉施設総合賠償共済制度（しせつの共済） 業務中事故賠償補償、滞在型施設利用者障害事故補償

1 5. 事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、その都度面会簿にご記入ください。 面会時間は、7:00～20:00 とし、その都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には、行き先と帰宅時間を従業者に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	事業所の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。反すご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
居室の明け渡し	契約が終了する場合において、利用者はすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務を履行した上で居室を明け渡していただきます。 もし、契約終了日までに居室を明け渡さない場合または義務履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定料金を当事業所に支払っていただきます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 飲酒は相談に応じて対応します。
迷惑行為等	騒音など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	貴重品の持ち込みはご遠慮ください。紛失された場合責任を負いかねますのでご了承ください。 衣類などは季節により入れ替えをお願いいたします。
現金等の管理	大金を持ち込まないようにお願いします。紛失された場合責任を負いかねますのでご了承ください。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
身体拘束	利用者又は他の入居者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限させて頂くことがあります。（このような対処を行う場合は、利用者もしくはご家族等に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します）

個人情報	サービス担当者会議等において、利用者及びご家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ます。
虐待の防止	1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。 2) 虐待の防止のための指針を整備します。 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。 5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。
運営推進協議会の設置	サービスの提供に当たっては、利用者及び、利用者の家族等、市職員又は地域包括支援センター職員及び学識経験者等の地域住民の代表者等により構成された運営推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上開催する協議会に対し活動状況等を報告、評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言を聞き、善処するよう努めます。

【説明確認欄】 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供開始に際し、本書面に基づき利用契約書並びに個人情報の利用目的、重要事項の説明を行いました。

サービス事業者

岡山県知事指定 第 3372400212 号

所在地 〒701-4301

岡山県瀬戸内市牛窓町長浜 1745-1 番地

名称 社会福祉法人 誠和

代表者 理事長 赤畠 耕一路

電話番号 0869-34-6366 (FAX) 0869-34-6370

説明者 藤原 美恵子

私は、本書面に基づいて、利用契約書並びに個人情報の利用目的、重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意しました。また、以上の契約の証として、本契約書及び重要事項説明書を2通作成し、利用者(身元引受人)、事業者が記名の上、各自その一通を保有します。

(サービス利用者)

住所 〒

氏名

(身元引受人) (*法定後見人・任意後見人・家族等介護者の代表を指す)

私は、以上の契約内容につき事業所から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

※本人が事理を弁識する能力を喪失しているとみられる場合、身元引受人にて記入します。

(身元引受人は法定後見人・任意後見人・家族等介護者の代表を指します)

※後見人登記者が代理署名する場合には、後見人登記事項証明書の添付をお願いいたします。

住所 〒

氏名

別紙

(1) 法定給付サービス分

☐ 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)・・・利用者負担割合が1割の場合

介護度	単位数 (利用者負担額)
要支援 2	7 4 8 単位／日
要介護 1	7 5 2 単位／日
要介護 2	7 8 7 単位／日
要介護 3	8 1 1 単位／日
要介護 4	8 2 7 単位／日
要介護 5	8 4 4 単位／日

☐ 夜間支援体制加算

夜間支援体制加算	単位数 (利用者負担額)
夜間支援体制加算 (Ⅰ)	1 日につき 5 0 単位
夜間支援体制加算 (Ⅱ)	1 日につき 2 5 単位

☐ 初期加算 3 0 単位／日(入居した日から起算して 3 0 日以内)

☐ 入院時費用 2 4 6 単位/日 (利用者が病院又は診療所への入院をした場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定)

☐ 認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位／日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位／日

☐ 医療連携体制加算

医療連携体制加算 (Ⅰ)	3 9 単位／日
医療連携体制加算 (Ⅱ)	4 9 単位／日
医療連携体制加算 (Ⅲ)	5 9 単位／日

☐ 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1 0 0 単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2 0 0 単位

☐ 口腔衛生管理体制加算 3 0 単位／月

☐ 口腔・栄養スクリーニング加算

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	2 0 単位／回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位／回

☐ 認知症対応型栄養管理体制加算 3 0 単位／月

☐ 科学的介護推進体制加算 4 0 単位／月

☐ サービス提供体制強化加算

サービス提供加算	単位数 (利用者負担額)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 単位／日
サービス提供体制加算Ⅱ	1 8 単位／日
サービス提供体制加算Ⅲ	6 単位／日

□介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算	単位数（利用者負担額）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1000分の111を乗じた単位数／月
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1000分の31を乗じた単位数／月
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1000分の23を乗じた単位数／月

□看取り介護加算

看取り介護加算	死亡日以前31日～45日以下	7 2 単位／日
	死亡日以前4日以上30日以下	1 4 4 単位／日
	死亡日以前2日または3日	6 8 0 単位／日
	死亡日	1 2 8 0 単位／日

□身体拘束未実施廃止未実施減算

身体拘束未実施廃止未実施減算	要支援 2	-74 単位/日
	要介護 1	-75 単位/日
	要介護 2	-78 単位/日
	要介護 3	-81 単位/日
	要介護 4	-82 単位/日
	要介護 5	-84 単位/日

など関係法令に基づいた費用が、別途利用者負担金に加算されることがあります。

（２） 法定給付外サービス分

種 類	利用者負担金
食 費	朝、昼、夕のいずれかを召し上がられた場合には、1日分を請求させていただきます。 1 日 1, 6 0 0 円
管 理 費 (家賃・管理費・給水光熱費)	1 日 2, 4 0 0 円 月途中で入居、退居された場合、日割り計算になります。
個人電気器具使用料	テレビ、電気毛布等電気製品使用の場合 1 日 5 0 円
電話使用料	実 費
オムツ代	実 費（持ち込み可）
理美容代	実 費
病院へ入院した際に、病院及び家族の事情等により病院及び家族での洗濯が困難な時は、家族に代わり病院へ訪問し、洗濯物の回収等をする。	瀬戸内市及び西大寺地区内に限り、1回当たり1,800円を徴収する。（追加）
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	要した費用の実費